

# 入札説明書

## 1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる条件及び入札公告に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 福島県庁舎等維持管理業務入札参加資格制限措置要綱（平成20年8月6日付け20文第1610号総務部長通知）に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者でないこと。

## 2 入札参加手続等

- (1) 設計図書等に対する質問は、庁舎等維持管理業務の委託契約に係る条件付一般競争入札実施要領第7条第3項の規定により庁舎等維持管理業務条件付一般競争入札設計図書等に関する質問書（様式第2号）により電子メールで提出すること。  
※電子メール以外での提出を希望する場合は、事前に電話連絡をすること。
- (2) 現場説明会は行わない。

## 3 入札方法等

- (1) 入札は、本人又は代理人が出席して行う。代理人をもって入札をする場合は、当該代理人は、入札書の提出前に代理人の資格を示す委任状を入札執行職員に提出するものとし、入札書には代理人の表示をしなければならない。なお、委任状には受任者の使用印を押印するものとする（押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記入すること。）
- (2) 入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載並びに代表者の押印をすること。  
押印を省略する場合には、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記入すること。
- (3) 入札公告に示す入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。
- (4) 一度提出した入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。
- (5) 入札書のあて先は、「福島県立いわき湯本高等学校長」とすること。
- (6) 入札結果の公表及び方法について
  - ア 入札結果の公表は、契約締結後14日以内に行う。
  - イ 公表は、県政情報センター、地方振興局県政情報コーナー、総務部施設管理課及び入札執行機関において行う。

## 4 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

福島県財務規則第249条第1項第4号及び同施行通達第249条関係第2項の規定に基づき入札保証金は免除する。

## (2) 契約保証金

落札者は契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則第229条第1項の規定に該当する場合は免除する。

## 5 その他

### (1) 入札書の記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 契約は、別紙契約書（案）によるものとする。なお、契約の方法及び入札の条件、庁舎等維持管理業務に係る条件付一般競争入札心得を熟知すること。

(3) 書類は原則としてA4判とすること。

(4) 入札参加資格確認書類の提出については、別紙1のとおりとする。

(5) 提出書類に虚偽の記載をした場合においては、庁舎等維持管理業務入札参加の資格を制限することがある。

(別紙1)

### 入札参加資格確認書類の提出について

入札公告に示す条件に基づき、入札参加資格確認書類提出書に添付が必要となる書類は次のとおりである。

記

#### 1 庁舎等維持管理業務入札参加有資格者名簿（令和6・7年度分）の警備業務に登録されている者であること。

県で作成している庁舎等維持管理業務入札参加有資格者名簿により確認するので、提出を要しない。

#### 2 福島県いわき市内に本店、支店又は営業所を有する者

庁舎等維持管理業務入札参加資格申請書を基に作成した、庁舎等維持管理業務入札参加資格有資格者名簿により確認するので書類の提出は要しない。

ただし、庁舎等維持管理業務入札参加資格有資格者名簿に支店等が記載されていない場合は、その支店等が確認できる資料を提出すること。

#### 3 過去2年の間、本件業務又は本件業務と同規模、同種の業務を履行した実績がある者

「業務実績証明書（任意様式）」を提出すること。

ただし、時間等の都合により、間に合わない場合は、当該業務に係る「契約書の写し」を提出することによりこれに代えることができるものとする。